

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例」(案)
に係るご意見募集の結果について

募集期間 : 令和4年8月15日(月) ~ 8月26日(金)
寄せられたご意見 : 5件

	意見の概要	左記に対する考え方
1	<p>トキを育むには餌生物となる動物が豊富に生息する湿地環境が求められる。その中で、愛好家などの個人レベルでの行動としての餌生物の放流や、あるいは行政の施策や企業のCSR活動の一環として、餌生物を放流した餌場の整備が可能性として想定される。これに関連して、生物多様性の地域性を壊さずに、真にその地域らしさを実現するために、他地域由来の種苗を放流しないことや、やむを得ない場合も同じか或いは近接した地点で採集し、在来かどうかの判定が行われた生物を殖やしたのを使うことが求められる。もっとも、いうまでもなく望ましいのは、餌生物を含む地域在来の生物に好適な生息環境を広く整え、おのずと十分な餌資源がトキをはじめとした生物に供給されることである。</p> <p>このような配慮がうまく行かなかった場合として、例えば、魚類の一種であるドジョウ <i>Misgurnus anguillicaudatus</i> では形態での簡易な識別が難しい大陸系統の侵入が全国的に進んでおり、在来種として養殖・放流した場合であっても、実際には在来系統の生息を脅かしていたという状況になることが十分想像できる。また、どんな生物であっても、同種としてもその在来個体群こそ大事にするべきであり、安易に個体群間の移動を行うべきではない。</p> <p>以上、上記のことに鑑みて、条例や関連法規では、特別地域内外等に関わらず、餌生物の放流(個体群レベルでの在来性や導入に関する問題が検討・解消されていない生物の移動)に関する個人、団体に対する規制を何らかの形で明確に盛り込むべきだと考えている。</p>	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、特定外来生物の飼育、譲り渡し、放出等が禁止されているほか、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第156条において、「何人も、動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し生態系に著しく支障を及ぼすおそれがある国内又は国外から持ち込まれた種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。」とし、外来種の放出等を禁止しております。</p> <p>また、トキの餌の確保にあたっては、他地域由来の生物の放流等や人工的に増殖させた生物の導入ではなく、江や魚道の設置や減農薬等の実施などの環境整備を行い、地域在来の餌生物を確保していくこととしております。</p>

	意見の概要	先に対する県の考え方
2	<p>トキが生息出来るようになるには、湿地帯（水田、ため池など）の保全・再生が必要不可欠である。県内の湿地帯の保全・再生はまだ途上にあるように思う。生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）や流域治水とも絡めた湿地帯の保全・再生をぜひ行うように、当該条例に盛り込んで頂きたい。</p>	<p>今回の改正では、「県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に連携しながら、トキ等の希少な野生動植物が生息又は生育していた自然環境を再生し、又は保全し、将来の県民にこれを継承するよう努める」旨、規定を追加することとしております。頂いたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>トキを象徴とする意義は理解するが、トキ”だけ”保護・保全するとか、トキ一辺倒になることが無いように求めたい。広い視野で、トキ”も”含めた希少な生物（特に湿地帯の生物）が生息できる環境を保全・再生するべきである。</p>	<p>今回の改正では、対象をトキに限定せず、「県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に連携しながら、トキ等の希少な野生動植物が生息又は生育していた自然環境を再生し、又は保全し、将来の県民にこれを継承するよう努める」旨、規定を追加することとしております。</p>
4	<p>当該条例の第 156 条では「何人も、動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し生態系に著しく支障を及ぼすおそれがある国内又は国外から持ち込まれた種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。」と規定されている。しかし近年、科学的な根拠が乏しい不適切な野外への生物の放流（ホタル、メダカ、ドジョウ、コイ etc…）が県内で横行している。また、その放流の様子が報道機関で、さも当然のように報道されている様子を見ると、当該条例の内容が県民に十分に周知されていないのではないだろうか。国内外来種についても具体的に種名を指定し、放流の規制や罰則を設けるなど、対策を強化するべきではないか。</p>	<p>ご意見にあるように、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第 156 条において、「何人も、動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し生態系に著しく支障を及ぼすおそれがある国内又は国外から持ち込まれた種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。」とし、外来種の放出等を禁止しております。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、引き続き、外来種対策について、県民への周知・普及啓発に努めていきたいと考えています。</p>
5	<p>県内の市町で生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定しているのは金沢市のみ。生物多様性地域連携推進法に基づく地域連携保全活動計画を策定しているのは珠洲市のみと非常に少ない。生物多様性の保全を推進するためには必要不可欠な行政計画であるため、特にトキの放鳥を受け入れる能登の自治体がこれらの行政計画を策定出来るように、県としても環境省と連携しながら、支援に向けた取り組みを行うべきである。</p>	<p>現在、国において、生物多様性の保全の基本となる生物多様性国家戦略及び地方自治体が戦略を策定する際の手引きの改定が進められており、こうした情報を市町に共有しながら、市町への支援に努めてまいりたいと考えております。</p>